

第4回知多市空家等対策協議会 議事要旨

1. 開催概要

(1) 日時等

2020年2月17日(金) 15:00～15:50 知多市役所 3階協議会室

(2) 委員名簿

氏名	所属・役職	備考
児玉 善郎	日本福祉大学 学長	
野田 悟	愛知県建築士事務所協会 知多支部	
安島 千暁	愛知県司法書士会	
竹内 栄道	愛知県宅地建物取引業協会 知多支部	
日紫喜 智子	知多市民生委員・児童委員連絡協議会	
菊池 昭藏	知多市コミュニティ連絡協議会	
宮島 壽男	市長	代理出席：立川泰造副市長

(3) 議題

- 1 知多市空家等対策計画(案)パブリックコメントの結果について
 - ・事務局から資料1に基づいて、パブリックコメントの結果について説明。
(質疑等なし。)
- 2 知多市空家等の適正管理に関する条例(案)について
 - ・事務局から資料2に基づいて、知多市空家等の適正管理に関する条例(案)について説明。
(質疑等は「2. 議事結果」に示す。)
- 3 その他
 - ・事務局から、次回知多市空家等対策協議会は条例に関するパブリックコメント実施後に開催予定である旨及び議題として特定空家等の認定基準などを想定している旨を連絡。

2. 議事結果（2 知多市空家等の適正管理に関する条例（案）について）

委員	・今回の条例は、空家等の適正“管理”に関する条例という認識でよいのか。条例(案)の文面からは“管理”を超えているように感じる。解体費用の補助制度等を含めた条例であると良いのだが。
事務局 会長	・今後補助が必要になった際に要綱等を検討し作成する可能性がある。 ・補助制度等の空家対策は空家等対策計画（空家等対策の推進に関する特別措置法）に基づいて取り組めるものである一方、緊急安全措置への対応は条例を定めることでのみ対応可能となるため、今回の条例の主な目的は緊急安全措置を可能とすることである。
委員	・“知多市空家等の適正管理に関する条例（案）の概要”というタイトルについて、狭義に解釈した場合“措置”は管理に含まれないのではないか。
事務局 会長	・タイトルを含め、今後検討する。良い案があれば提案いただきたい。 ・適正管理はあくまで所有者に適正管理を促すための条例であり、緊急安全措置は所有者が対応しない場合に市が対応するという関係性を示している。
委員	・すべてを網羅しようとした場合、知多市空家等の適正管理並びに適正措置に関する条例（案）の概要というタイトルになるのではないか。
委員	・今回の条例は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき市町村が出来ることを規定するという認識で良いのか。
事務局 会長	・「空家等対策の推進に関する特別措置法」に規定がない緊急安全措置の部分を市により対応可能とすることを目的として定めている。 ・「空家等対策の推進に関する特別措置法」に規定がない内容は緊急安全措置のみであり、特措法に基づき対応が難しい部分を対応可能とするために条例を定める。
委員	・特措法の中で対応可能な事例について他市町村等含め何か実績はあるのか。
事務局	・計画書の P44 に記載がある通り、特定空家への認定後に行政より助言・指導から始まり代執行を行うことは可能であるが、より緊急性を要する場合に対応可能とするための条例策定である。
委員	・空家等対策における空家の管理の緊急的な措置をどのようにするかを規定する条例であり、それ以外の部分は計画で対応するという認識で良いか。
事務局	・現状案としてはその通りである。

- | | |
|-----|--|
| 委員 | ・“空家等”とはどこまでを対象とするのか。 |
| 事務局 | ・計画書 P5 に記載のある特措法で定める定義に準じており、建築物又はこれに付随する工作物及びその敷地を対象としている。 |
| 委員 | ・倉庫等も含むのか |
| 事務局 | ・敷地からブロック塀等全てを含む。 |

- | | |
|-----|---------------------------|
| 委員 | ・建物がない空地の状態でも空家等の対象に入るのか。 |
| 事務局 | ・空地は空家等の対象には含まない。 |

- | | |
|-----|---|
| 会長 | ・条例案検討スケジュールについて、令和 2 年 2 月～5 月に条例案を作成と記載があるが、そのような認識で良いか。 |
| 事務局 | ・次回協議会の開催は 7 月頃を予定しており、協議会の場で意見をいただくことはできないが、個別に資料を郵送するなどして機会を設けたい。 |
| 会長 | ・協議会委員には、パブリックコメント前に改めて意見をもらう機会を設け、パブリックコメント終了後に協議会を開催する予定とする。 |

以上